第百三十三条の四第二項	当事者	犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律第十九条第一項又は第二項の規定による申立てに基づき公判調書に記載された合意をした者
	訴訟記録等の存する裁判所の当該裁判事務を行う場所における訴訟記録等の閲覧等	和解記録の存する裁判所の当該裁判事務を行う場所における和解記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付
第百三十三条の四第七項	当事者	犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律第十九条第一項若しくは第二項の規定による申立てに基づき公判調書に記載された合意をした者

第四十三条を第四十七条とする。

第四十二条第二項中「第三十三条第一項」を「第三十七条第一項」に改め、同条第三項中「第三十四条第一項（第三十八条第四項」を「第三十八条第一項（第四十二条第四項」に、「第三条第一項及び別表第一の一の項」を「第三条第二項及び別表第二の一の項」に改め、同条を第四十六条とする。

第四十一条第一項中「別表第二の一の項から三の項まで」を「別表第三の一の項」に、「同表一の項」を「同項」に改め、同条第二項中「別表第一の九の項、一七の項」を「別表第一の一七の項」に、「別表第二の一の項」を「別表第三の一の項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　第十九条第一項の規定による申立てをするには、二千円の手数料を納めなければならない。

第四十一条を第四十五条とする。

第四十条中「第一編第二章第三節、第三章（に」の下に「第四十五条第五項各号及び」を、「までを除く。）、第四章」の下に「（第七十一条第二項を除く。）」を、「第八十七条」の下に「、第八十七条の二」を、「第九十一条」の下に「から第九十一条の三まで、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項」を、「第二節第二款」の下に「、第九十四条、第百条第二項、第四節第三款、第百十一条」を加え、「及び第百十八条」を「並びに第百十八条」に、「から第八章まで」を「（第百三十二条の六第三項及び第百三十二条の七を除く。）及び第八章（第百三十三条の二第五項及び第六項並びに第百三十三条の三第二項を除く。）」に改め、「第三章（に」の下に「第百五十一条第三項、」を、「第百五十九条第三項」の下に「、第百六十条第二項」を、「第四章（に」の下に「第百八十五条第三項、第百八十七条第三項及び第四項、第二百五条第二項、第二百十五条第二項、第二百二十七条第二項、第二百三十二条の二」を加え、「及び第二百三十六条」を「並びに第二百三十六条」に改め、「第二百五十五条まで」の下に「、第二百五十六条第三項各号」を加え、「及び第二百六十六条第二項」を「、第二百六十六条第二項及び第二百六十七条第二項」に、「第八編」を「第九編」に改め、同条の表を次のように改める。

第四十五条第五項	次に掲げる
第九十二条第一項	に係る訴訟記録の閲覧等（非電磁的訴訟記録の閲覧等をいう。第百三十三条第三項において同じ。）
	損害賠償命令事件（犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律第二十九条第一項に規定する損害賠償命令事件をいう。以下同じ。）の記録（同法第三十九条第一項に規定する刑事関係記録に係る部分を除く。以下同じ。）の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製

第百十二条第一項本文	前条の規定による措置を開始した	犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律第三十条の規定による掲示を始めた
第百十二条第一項ただし書	前条の規定による措置を開始した	当該掲示を始めた
第百十三条	書類又は電磁的記録	書類
	記載又は記録	記載
	第百十一条の規定による措置を開始した	犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律第三十条の規定による掲示を始めた
第百二十八条第二項	第二百五十五条（第三百七十四条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による第二百五十五条第一項に規定する電子判決書又は電子調書	犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律第三十六条第一項の決定書
第百三十三条第二項	書面その他最高裁判所規則で定める方法	書面
第百三十三条第三項	訴訟記録等（訴訟記録又は第百三十二条の四第一項の処分の申立てに係る事件の記録をいう。以下この章において同じ	損害賠償命令事件の記録又は犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律第四十四条において準用する第百三十二条の四第一項の処分の申立てに係る事件の記録（以下この章において「損害賠償命令事件の記録等」という
	について訴訟記録等の閲覧等（非電磁的証拠収集処分記録の閲覧等又は電磁的証拠収集処分記録の閲覧等をいう。以下この章において同じ。）	の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本の交付
第百三十三条の二第一項	に係る訴訟記録等の閲覧等	の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本の交付
第百三十三条の二第二項	訴訟記録等中	損害賠償命令事件の記録等中
第百三十三条の二第二項及び第三項	に係る訴訟記録等の閲覧等	の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製
第百三十三条の三第一項	記載され、又は記録された書面又は電磁的記録	記載された書面
	当該書面又は電磁的記録	当該書面
	又は電磁的記録その他これに類する書面又は電磁的記録に係る訴訟記録等の閲覧等	その他これに類する書面の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本の交付